

(内閣委員会)

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案(衆第二〇号)(衆議院)

提出(要旨)

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、未成年者喫煙禁止法の一部改正

たばこ等を販売する者は、年齢満二十年未満の者の喫煙の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

二、未成年者飲酒禁止法の一部改正

営業者であつてその業態上酒類を販売又は供与する者は、年齢満二十年未満の者の飲酒の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

三、施行期日

本法律は、公布の日から施行する。